**平成２６年（フ）第１７号**
千葉県船橋市習志野台８丁目11番24号　ガーデンハイツ遠部Ⅱ―201号、前住所福島県喜多方市松山町村松字桜清水2019番地１
破産者　猪俣　良三
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２５年（フ）第１１８号**
千葉県鎌ケ谷市西佐津間１丁目４番２号、開始決定時の住所群馬県吾妻郡東吾妻町大字本宿3276番地44
破産者　島津　　實
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３７６号**
群馬県高崎市片岡町３丁目23番７号
破産者　高橋　正之
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第７０２号**
静岡県焼津市塩津281番地の12
破産者　杉山三枝子
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第４２号**
静岡市清水区駒越中１丁目14番36号
破産者　高橋　鉱実
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第３６号**
三重県伊賀市緑ケ丘南町3947番地の３　ブランシェ四時福203号
破産者　岸田　静枝
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

**平成２６年（フ）第３７号**
三重県伊賀市緑ケ丘南町3947番地の３　ブランシェ四時福203号
破産者　岸田　尚二
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

**平成２５年（フ）第６５６号**
神戸市長田区房王寺町６丁目２番５号　ヴェラス長田313号
破産者　渡辺　宏之
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第７３０号**
神戸市中央区相生町４丁目２番24号　サザン神戸品川807号室、住民票上の住所神戸市兵庫区新開地５丁目２番20―403号
破産者　井上　健士
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第９８４号**
神戸市北区有野台６丁目17番の９
破産者　若木　昭英
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１０７号**
神戸市北区緑町４丁目８番32―41号
破産者　小笠原啓子
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１１０号**
神戸市中央区吾妻通１丁目１番３―605号
破産者　隅田甲太郎
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第７２号**
岡山県総社市福井2062番地　アーバンハウス横溝Ｂ103
破産者　浜田雄一郎
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２６年（フ）第１４４号**
広島県大竹市玖波１丁目３番10号
破産者　岡田　澄夫
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第８７号**
長崎県長崎市桶屋町31番地３　グランドマンション203
破産者　西山　雄史
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第８８号**
鹿児島県肝属郡錦江町馬場1125番地16、前住所鹿児島県肝属郡大根占町馬場261番地１
破産者　岩元なるみ
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２５年（フ）第１１２号**
鹿児島県肝属郡錦江町馬場1125番地16、前住所大阪府堺市旭ケ丘南町２丁38番地
破産者　岩元　重巳
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２６年（フ）第６号**
鹿児島県鹿屋市打馬２丁目４番46号、前住所鹿児島県垂水市柊原1185番地２
破産者　山川　　潤
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２６年（フ）第７号**
鹿児島県鹿屋市打馬２丁目４番46号、前住所鹿児島県垂水市柊原1185番地２
破産者　山川奈美恵
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係